

第 8 2 号議案

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 2 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年品川区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中「」を「第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。